

地方創生2.0に向けた取組について

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

地方創生2.0に向けた取組について

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
令和7年 1月

I	地方創生2.0について	P03
---	-------------	----------

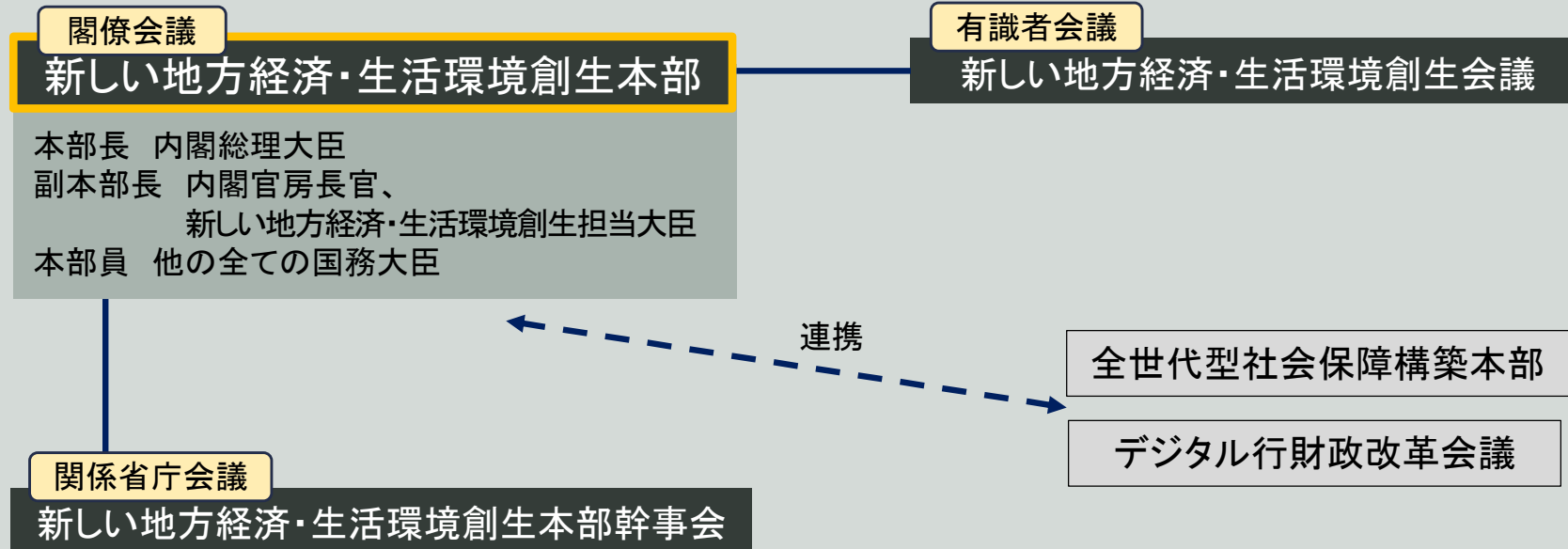
II	地方創生2.0に向けた施策	P10
----	---------------	----------

I 地方創生2.0について

新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）について

- ・「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。
- ・まずは、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の策定に向けて議論を進める。

組織体制



地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

令和6年12月24日
新しい地方経済・生活環境創生本部決定

「地方創生」を10年前に開始して以降、「まち・ひと・しごと創生法」の制定、政府関係機関の地方移転や地方創生の交付金などにより、全国各地で地方創生の取組が行われ、様々な好事例が生まれたことは大きな成果である。一方、こうした好事例が次々に「普遍化」することはなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。

好事例の普遍化は、なぜ進まなかったのか。自治体は、国－都道府県－市区町村という「縦」のつながりのみならず、他の町といった「横」の関係をあらためて意識することが必要ではないか。各地域において、学生などの若者も含めて、「産官学金労言」の関係者が、「女性や若者にも選ばれる地域」となるため、自ら考え、行動を起こすことが必要ではないか。その際、RESASなどを活用した客観的なデータの分析も重要ではないか。

明治維新の中央集権国家体制において、「富国強兵」のスローガンの下で「強い国」が目指され、戦後、敗戦からの復興や高度経済成長期の下で「豊かな国」が目指された。こうした中、特に東京が首都となって以降、効率的に資源を集積するかたちで、東京圏への一極集中が進んできた。世界に大都市圏が多くある中で、極端に一極集中の国は日本と韓国のみであるとも言われている。

一方、国民の持つ価値観が多様化する中で、多様な地域・コミュニティの存在こそが、国民の多様な幸せを実現する。そのためには、一人ひとりが自分の夢を目指し、「楽しい(※)」と思える地方を、民の力を活かして、官民が連携して作り出していく必要がある。「都市」対「地方」という二項対立ではなく、都市に住む人も、地方に住む人も、相互につながり、高め合うことで、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現する。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。このため、

- 一極集中をさらに進めるような政策の見直し、
- 持てるポテンシャルがまだまだ眠っているそれぞれの地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策の強化、
- 若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化、
- 都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑化する政策の強化

などに取り組む。

こうした「地方創生2.0」の目指す先をこの「基本的な考え方」で確認し、「地方創生2.0」を起動させる。

(※) 2025年大阪・関西万博の開催を迎える中、1970年大阪万博に参画された堺屋太一氏の最後の著書「三度目の日本 幕末、敗戦、平成を越えて (祥伝社新書)」を参考としている。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0起動の必要性

- 我が国の成長力を維持していくためには、都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創っていく必要。
- 特に、人口減少が続く地方を守り、若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方の構築は待ったなし。
- 地方創生2.0は、単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み。
- それぞれの地域の「楽しい」取組が広がっていくよう、次の10年を見据えた地方創生2.0を今こそ起動し、この国の在り方、文化、教育、社会を変革する大きな流れをつくり出す。

◆これまでの取組の反省

- 若者・女性からみて「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上での心地よさ、楽しさ」が地方に足りないなど問題の根源に有効にリーチできていなかったのではないか。
- 人口減少がもたらす影響・課題に対する認識が十分に浸透しなかったのではないか。
- 人口減少を前提とした、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないか。
- 産官学労言の「意見を聞く」ととどまり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されないなど、地方自らが主体的に考え行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だったのではないか。

など

◆地方創生をめぐる情勢の変化

●地方にとって厳しさを増す変化

- ・ 人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、高齢化が進むことで、特に地方では労働供給制約、人手不足が進行。
- ・ 地域間・男女間の賃金格差や、様々な場面にあるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などにより若者・女性の地方離れが進行。
- ・ 買物、医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化、深刻化 など

●地方にとって追い風となる変化

- ・ インバウンドの増加、特に、地方特有の食や景観・自然、文化・芸術、スポーツなどを評価して地方を訪れ、産品・サービスを求める外国人の増加
- ・ リモートワークの普及、NFTを含むWeb3.0などデジタル技術の急速な進化・発展 など

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0を検討していく方向性（1.0との違い）

（基本姿勢）

- 当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。
- そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。人手不足が顕著となり、人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより人生の選択肢・可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。
- 災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、「地方を守る」。そのための事前防災、危機管理に万全を期す。

（社会）

- 「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくることを主眼とする。
- 賃金の上昇、働き方改革による労働生産性の向上、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進める。
- 児童・生徒や学生が、地方創生の観点から我が町の魅力を再発見し、将来を考え、行動できる能力を重視する教育・人づくりを行う。
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。

（経済）

- 文化・芸術・スポーツなどこれまで十分には活かされてこなかった地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出する。
- これまで本格的に取り組んで来なかったDX・GXなどの戦略分野での内外からの大規模投資や、域外からの需要の取り込みを進め、地域の総生産を上昇させる。
- 観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進める。

（基盤）

- GX・DXインフラの整備を進め、NFTを含むWeb3.0など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用する。
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアし、人・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

（手法・進め方）

- 政策の遂行においては、適切な定量的K P Iを設定し、定期的な進捗の検証と改善策を講ずる。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列举。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

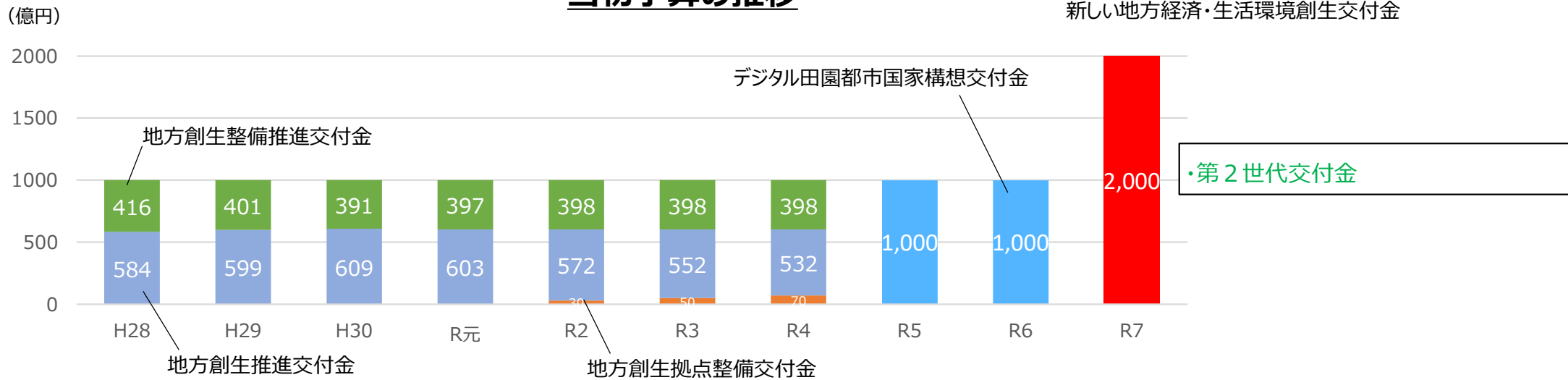
- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

Ⅱ 地方創生2.0に向けた施策

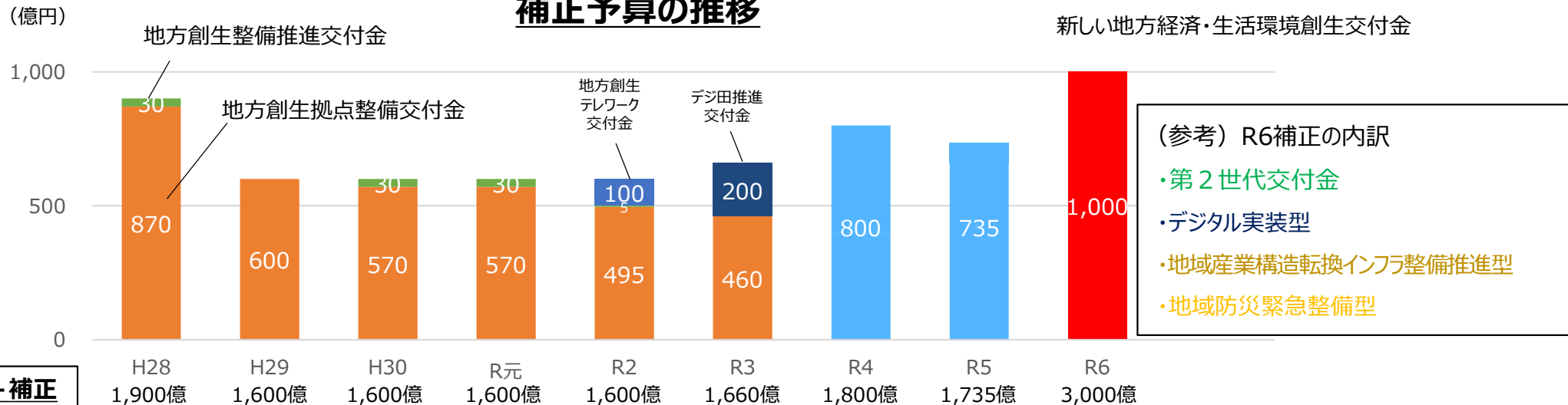
地方創生交付金の推移

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初案：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

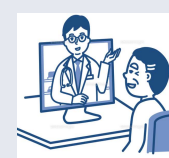
書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

第2世代交付金について

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。



国も地方も、省庁毎・部局毎に施策を考え、各々が個別に事業を実施

➤ 他の補助金を併用している事業：15%

ハード+ソフト事業の一体的な事業についても、一本の申請で受け付け



評価から改善につなげる取組みが不十分

➤ 効果検証の実施：96% → 改善：15%

PDCAサイクルの実効性を強化



交付金を活用「できている」自治体と「できていない」自治体が存在

➤ 10年間一度も活用せず：227団体

小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポートする仕組みを検討

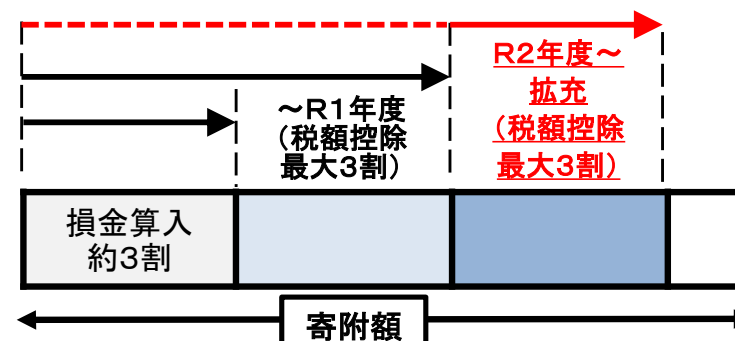


自ら考え、自ら行う地方創生 “いっしょにやろう”の実現



現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
 - ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



要望の背景

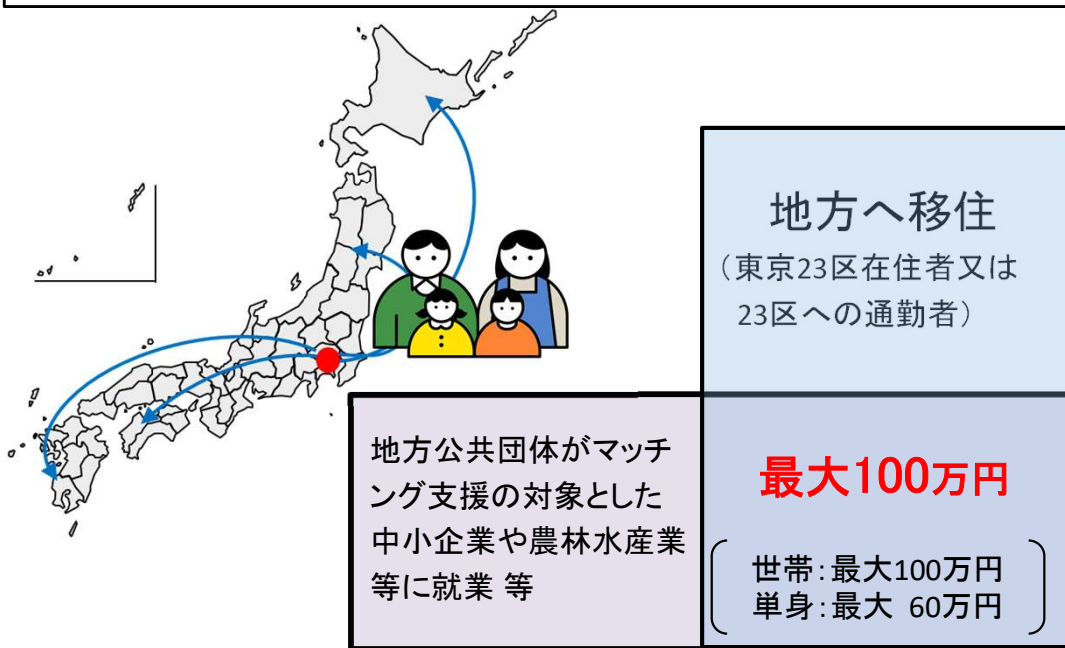
- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、寄附実績が大幅に増加（令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円）するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
 - また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
 - 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
 - 一方、寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、認定地域再生計画の取消しを行う事案が生じたため、当該事案及び、実態調査の結果等を踏まえ、必要な改善策について検討
- 制度の健全な発展を図りつつ、地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとする必要がある

要望結果

制度改善策を講じることを前提に、税額控除の特例措置を3年間(令和9年度まで)延長する

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



**18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、
子ども一人あたり最大100万円を加算**

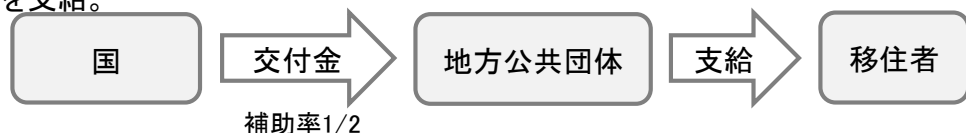
デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるK P I

■東京圏※¹から地方への移住者 年間10,000人 (2027年度)

※上記は本事業 (地方創生移住支援事業としてのK P I)

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川 (条件不利地域※²を除く)

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村 (政令指定都市を除く) 等

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
①**地域の中小企業※³や農林水産業等**への就業
②地域課題の解決を目的とした起業※⁴
③テレワークにより移住前の業務を継続※⁵
等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充

- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金 により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学等卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋】（令和5年12月22日閣議決定）

地方創生移住支援事業の拡充（新しい地方経済・生活環境創生交付金の内数） R6.12実施団体数：1,315市町村

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、
 - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための**交通費への支援【R6拡充】**
 - ②実際に地方に移住する際に要した**移転費への支援【R7拡充】**
 を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

対象者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補助内容

- ①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能
 - ②地方に移住する際に要した移転費 ※就職して1年以内に申請
- ※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能
※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めない

主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること
※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,315市町村（R6.12）
（奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

<2025年度始めに就職する場合>（「2024年度卒業・終了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日）を参考としたイメージ）



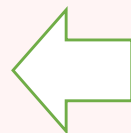
（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体数：47都道府県・816市区町村(R6.6)※全都道府県が実施

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、**当該者の奨学金返還を支援**

- ※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
- ※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる